

民間開発超高層住宅により住宅を建設する場合における 一般競争入札方式の手続について（抜粋）

記11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号。以下「会計実施細則」という。）第355条第1項に規定する競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）がないと認められた者は、10(5)の通知の期限の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、本部長等（東日本都市再生本部長、東日本賃貸住宅本部長及び支社長をいう。以下同じ。）に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。(ル)
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (3) (2)の書面の提出場所は、契約担当課とする。(ル)(ナ)
- (4) 本部長等は、(1)の説明を求められたときは、原則として、(1)の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。(ル)
- (5) 本部長等は、(1)の説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合には、10(5)の通知を取り消し、(4)の回答と併せて、競争参加資格がある旨を通知するものとする。(ル)(エ)
- (6) (1)から(4)までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。(エ)

記20 苦情申立て

本通達に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を、入札説明書において明らかにするものとする。

（参考）

記10 競争参加資格の確認

- (5) 本部長等は、原則として、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日の翌日から起算して14日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。(ル)